# **打関によって連結された秦漢帝国の南方交通**

# ―漢越外交に介在する符の役割―

9名符の役害—

と考えられる。

莊

卓

燐

キーワード【 打関、符、漢越外交、都尉、関市】

て符が果たした役割を指摘した。 打関の周辺に展開された外交関係を分析し、漢帝国の遠隔支配におい打関の秦漢帝国に対する特殊性・重要性について検討した。その上で、本稿では「二年律令・津関令」に見える打関を対象に考察を加え、 論文要旨

では、 である符を用いた。 戦国から秦漢にかけて打関に関する史料を整理した結果、打関は東 戦国から秦漢にかけて打関に関する史料を整理した結果、打関は東 である符を用いた。

### 一、関心の所在

令・津関令」簡四九二にする時の規定を記した「津関令」の次の条文が見られる。「二年律する時の規定を記した「津関令」の次の条文が見られる。「二年律の」には、津(渡し場)関(関所)を通過

金器及び銅を出だす毋からしめ、令を犯すこと有らば…)関、及び諸々の其の塞の河津に令し、禁じて黄金・諸々の奠黄の、及び諸々の其の塞の河津に令し、禁じて黄金・諸々の奠黄の、八、制詔御史。其令抒関・鄖関・武関・函谷【関】・臨晋関、二、制詔御史。其令抒関・鄖関・武関・函谷【関】・臨晋関、

関所の存亡は、当該地域の貿易状況及び国交状況に左右される。ゆえ

漢越外交の消滅は扜関の重要性の低下に直接的な影響を及ぼした

方に一任し、そこで徴収した税金を関所の運営に当たらせたと窺える。

一方で、都尉による扜関管轄を参考とすれば、漢代関所の運営は地

轄支配領域であるように見える。 漢帝国の支配はこの五関によって区切られ、 とある。 五関の内と外とは異なった行政区域であるように見える。 ている。 簡にも見られる。 るものだと思われる。 ないと規定しており、 この物品移動の規制から、 その内容は津関を通過する際に、 同 物資供給の流動性にかけられた規制に関連 具体的には、 簡五〇六に また、 漢代の行政区画において、 五つの関所の名称が挙げられ 同様の性質を持つ条文は次 黄金器類を携帯しては その内側のみが漢の直 すなわち 右記

□議 其れ騎・ 河塞津関。 【関】・武関及び諸々河塞の津関より出づるを得ること毋かれ、 (□議す。 禁民毋得私買馬以出抒関 軽車の馬 民に禁じて私に馬を買ひ以て抒関 其買騎・軽車馬、 吏の乗・置の伝馬を買ふは、 吏乗・置伝馬者、 鄖関 函谷 県各以所買HOK 【関】·武関及諸 県は各々 函谷 公

とある。 に記された四関の名称が見える。 ないと規制されている。 範囲内での使用が決められており、 などの名称が取り上げられ、 右によれば、 般庶民が私的に馬を購入した場合、 その範囲として、 臨晋関を除いた前記 右記の条文は、 範囲 外 打関 に持ち出してはなら ・鄖関・函谷関・武 個人目的で馬を購 同 簡四 定の 九二

囲の限界である四関が、前記の五関と同様に漢帝国の支配範囲を区入した、漢帝国の民の移動範囲について言及している。その移動範

切っているように見える。

り、 関が描く南北の縦線を、 地域の基準とすることに対する有力な反論となろう。 基準とする意見に対して、 中 らの関所の位置に比準されると論じる。王子今氏は、 るとみなし、 に広く認識されていたとする。 多くの論者は、 これらの関所の位置が中央の直轄地である秦の内史もしくは漢 |輔を包み込む形になっていない、 は法律の明文によって規定され、 古代地理把握技術の広大さを説く中で、 漢代初期の「中央」ひいては この四関/五関の内側こそいわゆる関中地域 秦始皇帝期の咸陽-慎重な態度を取る姿勢も見られる。 一方で、 その地理的観念は当時の人々 との点はこれらの関所を関 これらの関所を関中地域 「首都圏」 - 胸県が描く横線と対 「大関中」 簡四九二 の範囲はこれ (広義の関 <u>二</u>の 何よ であ 比

ていると思われる。 四関の中にあるが故に に関中と日 祖) との考え方が根強い。 る五関は、 東は函谷、 関中地域」 入りて関中を都とす」とあり、 その内の ふ」との説明を加えた。 南は嶢武、 の概念について、 かの定説と比べて、 つがほかの四つの関所とかけ離れた場所に位 『史記』巻二二漢興以來将相名臣年表に「(高 「関中地域」 西は散関、 従来では 北は蕭関。 との理解は、 東西南北の四関に包み込まれ、 『史記索隠』 「津関令」 「関の中質 四関の中に在り、 はそれに注 般的に受容され 側にある地 簡四九二に見え して

L

かしながら、

「津関令」

は中央政府が頒布した律令である以上、

その条文に見える四

に

関を考察対象とし、

秦漢帝国における抒関の発揮した役割を明白に

関/五関の名称は、

単純に一例として挙げられたのではなく、

なりとも中央にとって特別な意義を持つ可能性は高い。

本稿では扞

朝廷で議論を重ねて決議したものに相違ない。

が薄く、 である。 置するせいで、 に見える四関にも同様の問題を指摘できる。 首都からかけ離れた関所と指摘されるのが、 内史/三輔を包囲する形が崩れる。 中央の直轄地との連携 同 すなわち扜関 簡五〇六

割について、 5 劉邦軍に攻撃された武関、 を当てて「津関令」に見える関所に注目すると、 地域を支配する側面があったと指摘する。 中心とする秦の領域支配には、 えられる。 な関係を持つ。 (中で設置された臨晋関、 崩 戦国~秦漢の国家形成において、 この四つの関所は秦の都咸陽を防衛する役割があったと裏付け 秦の領域形成と放馬灘付近の関所群との関連性を分析し、 の中で

打関の

異色

さがより

際立つ。 その機能は前漢初期における都長安の防衛に継承されたと考 これらに対して、 言及した伝世史料は確認できず、 藤田勝久氏は天水放馬灘秦墓から出土した地図を用(5) 酈商軍に攻撃された鄖関、(7) 秦末において項羽軍に攻撃された函谷関 咸陽もしくは長安を防衛する扜関の役 関所を要所とし交通路によって分散 関所の設置は都城の所在と密接 都城と関所の関係に焦点 「津関令」に見える 戦国期の秦魏戦争 などの事象か 都を

その設置と南方地域との関係性を探求したいと思う。

L

#### 打関 の北上交通

巻四・五三頁・裏 と説く。 氏の考察を踏襲し、 名称こそ異なるが右のいずれにしても同 意見に同意した上で、 であるとし、 どの伝世史料からは記載を確認できないが、 (江関/ 史料の表記は異なるが本稿では を引き、 一年律令・ / 捍関)とするのは現状の有力な説である(混乱を避けるた また、『張家山漢簡』 伝写の誤りによって打関は扞関とされるようになった 出土文物を用いて扜関の存在を肯定する。 津関令」 **抒関とはすなわち伝世史料に見える扞関のこと** 「扜關長印」、『同』 扞は音通で江に作る場合があると理解する。 に見える打関につい 整理小組は抒関を扞関として捉える 「扜関」 巻四・五四頁・ 一の地を指し、 陳 (8) ほ は て、 で統一する)。 『史記』 『封泥攷略』 氏は呉式芬(9) 裏 打関を扞 「扜關尉 谫

印

戦国時代の楚国によるものであるとされる。 関都尉が見え、 **扜関の位置について、『漢書』巻二八地理志上巴郡魚復県条に江**(二) およそ今の四川省奉節県の東にある。 『史記』 巻四〇楚世 その設置は、

め、

肅 王四年、 王四年、 蜀伐楚、 取茲方。 於是楚為扞関以距之

蜀楚を伐ち、 茲方を取る。 是に於いて楚扞関を為

## りて以て之を距む。)

後の発展として、 とある。 た打関には、 対抗するために打関を設置した。 楚の肅王四 楚の都郢を防衛する役割があったと考えられる。 『史記』巻六九蘇秦列伝に (前三七七) 蜀と楚との対抗関係から設置され 年に楚は蜀の侵攻を受け、 それに その

ことがわかる。

大王計、 関、 秦之所害莫如楚、 一軍下黔中、則鄢郢動矣。 、莫如従親以孤秦。 楚彊則秦弱、 大王不從親、 秦彊則楚弱、 秦必起両軍、 其勢不両立。 一軍出武 故為

の為に計るに、 秦彊となれば則ち楚弱となり、 (秦の害する所は楚に如かず、 則ち鄢郢動かんや。) 秦必ず両軍を起こし、 従親して以て秦に孤くに如かず。 楚彊となれば則ち秦弱となり、 軍は武関を出で、 其の勢いは両立せず。 大王從親せざ 軍は黔中に 故に大王

中ルー **扜関の主な警戒対象は蜀から秦に切り替わったと言えよう。** とある。 て設置されたため、 て設置された関所とは異なり、 ―楚の鄢を侵攻する武関ルートと、 右の記述を参考にすれば、 と二通りの進軍路線があったことが窺える。この時点で、 「津関令」 に見える他の関所とは当初より目的 **打関は楚の都郢の防衛を目的とし** 巴蜀の支配権を確立した秦は、 秦—蜀-―楚の郢を侵攻する黔 秦によ

> 決して例外的なものではなく、 きないわけである。 を異とし、 時代が変遷しても咸陽城もしくは長安城の防衛に直結で しかし、都城と関所との関係からして、 関所そのものとしての一般性を持 打関は

たが、 **扜関は楚が秦に対抗するための前線基地としての役割を果たしてい** 秦の恵文王九 『史記』巻七三白起列伝に その後暫くの間

(前三一六)

年、

秦は蜀を滅ぼす。

至竟陵。 白起攻楚、 楚王亡去郢、 拔鄢、 鄧五城。 東走徙陳。 其明年、 秦以郢為南郡 攻楚、 拔郢、 燒夷陵、 白起遷為武安 遂東

君。

武安君因取楚、

定巫、

黔中郡。

め 白起遷りて武安君と為る。 より亡去し、 (白起楚を攻め、 郢を抜き、 東のかた走りて陳に徙る。 夷陵を焼き、 鄢 鄧の五城を抜く。 武安君因りて楚を取り、 遂に東のかた竟陵に至る。 其の明くる年、 秦郢を以て南郡と為す。 巫• 楚を攻

を定む。)

地理的位置からして、 状態となり、 とする楚国中央部を占拠したため、 の都郢を陥落させ、 とあるように、 白起はそれらを攻略して秦の支配範囲を拡大させた。 秦の昭襄王期に名将白起の引率のもとで、 南郡の設置に導いた。 この時点で抒関は秦の支配下に置かれるよう 楚の西部にある巫、 同時に、 秦軍が郢を中心 黔中は孤立 秦軍は楚

して時代が下って、『明史』巻四四地理志荊州府条に承され、扜関も漢の支配下に置かれるようになったのであろう。そになったと推定される。のちに、秦の支配領域は漢帝国によって継

家園有り、 洋関三巡檢司。 長陽州西南。 (長陽州の西南。 南に漁洋関三巡檢司有り。 東南有清江。 南有古捍関。 東南に清江有り。 西有舊関堡、 西有梅子八関 西に旧関堡有り、 南に古の捍関有り。 西南有蹇家園 西 「南に蹇 南有漁 西に

とあり、『清史稿』巻六七地理志宜昌府条に

梅子八関有り。

(明は夷陵州に隷し、荊州府に属す。…資丘鎮、古の扞関有明隸夷陵州、属荊州府。…有資丘鎮、古扞関。

とあるように、近現代までその痕跡を残した。

り<sub>。</sub>

るように考えられる。蜀を対象に設置された扜関は、まず巴蜀地域初の戦国時代から秦漢時代にかけて、時代が変遷してもなお一貫すのは簡単に変化するものではない。扜関の地理上の役割は、設置当秦の「統一」や秦末漢初の動乱はあったが、土地・交通路そのも

との接続が見られる。『史記』巻七○張儀列伝に

里 則従境以東尽城守矣、黔中、巫郡非王之有。 舫船載卒、 は尽く城守せん。黔中・巫郡は王の有に非らざるなり。) 十日に至らずして扞関に距らん。 こと三百餘里、 秦西有巴蜀、 んで已て下る。 (秦は西に巴蜀有り、 舫に五十人と三月の食を載せ、 里数雖多、然而不費牛馬之力、不至十日而距扞関。 一舫載五十人與三月之食、 大船積粟、 里数多しと雖も、 楚に至るまで三千餘里。 大船に粟を積み、 起於汶山、 然れども牛馬の力を費やさず 水に下りて浮ぶ。一日に行く **扞関驚かば、** 浮江已下、 下水而浮、 汶山より起り、 船を舫べ卒を載せる、 至楚三千餘里 則ち境より以東 一日行三百餘 江に浮

ある打関は、 蜀地域と旧楚地域を貫通する。 とあるように、 心とする東西交通を概観できる一文である。 を容易く攻略できると豪語する。 へ進入する時の要所であると窺える。 に下って扜関に到達でき、そして扜関さえ攻略すれば黔中郡 一一六西南夷列伝に 巴蜀地域の東の果てに位置し、 汶山を源流とする江水 右の張儀の言葉は、 誇張の表現ではあるが、 逆の視点から見ても、『史記 (揚子江) すなわち、 巴郡から黔中郡 は西から東へと巴 秦の進軍は江水 江水沿いに 打関を中 巫郡

数千里、以兵威定属楚。欲帰報、会秦撃奪楚巴、黔中郡、道塞蹻者、故楚荘王苗裔也。蹻至滇池、地方三百里、旁平地、肥饒始楚威王時、使将軍荘蹻将兵循江上、略巴、蜀、黔中以西。荘

不通、因還、以其衆王滇、変服、従其俗、以長之。数千里、以兵威定属楚。欲帰報、会秦撃奪楚巴、黔中郡、道塞

じ がりて通ぜず。因りて還り、 ぜんと欲するも、 なること数千里、 裔なり。 (始め楚の威王の時、将軍の荘蹻をして兵を将ゐ江に循ひて上 其の俗に従ひ、 巴・蜀・黔中以西を略せしむ。 蹻滇池に至る。 秦撃ちて楚の巴・黔中郡を奪ふに会ひ、 兵の威を以て定めて楚に属さしむ。 以て之に長たり。) 地は方三百里、 其の衆を以て滇に王たり、 荘蹻は、 旁く平地にして、 \*\*\*\* 故の楚の荘王の苗 帰りて報 服を変 道塞 肥饒

かる。 失って当地に留まったと記されている。このことを鑑みれば、 絡口とする巴蜀地域と旧楚地域との接続は、 えられよう。 目に位置する打関も、 と黔中郡は当時の東西を連絡する唯一の経路であり、 にも通じ、 とあるように、 その際、 楚の将軍荘蹻は秦の巴・黔中の侵攻を受け、 一方通行のものではなく双方向のものだとわかる。 江水沿いにある扜関の通過が想定される。 楚の進軍も江水沿いの路線を使用していたことが 連絡口として重要な役割を発揮していたと考 水路のみではなく陸路 楚国に戻る術を その両地の境 打関を連 巴郡 その

また、扜関を要所とする巴―楚の連絡は、前後漢移行期に至って

も変わらない。

# ア・『後漢書』列伝第三公孫述伝

馮駿等、拔巫及夷陵、夷道、因拠荊門又遣田戎及大司徒任滿、南郡太守程汎将兵下江関、破威虜将軍(建武)六年、述遣戎与将軍任滿出江関、下臨沮、夷陵閒。…

馮駿等を破り、巫及び夷陵・夷道を抜き、因りて荊門に拠る。)太守の程汎を遣はして兵を将ゐて江関に下らしめ、威虜将軍の沮・夷陵の閒に下らしむ。…又た田戎及び大司徒の任滿・南郡((建武)六年、述戎与将軍の任滿を遣はして江関を出で、臨

## 《後漢書』列伝第七岑彭伝

戎食多、 陵、 軍臧宮、 收其米数十万石 滿 (建武) 長沙委輸棹卒、 生獲程汎、 十一年春、 難卒拔、 驍騎将軍劉歆、 …自率臧宮、 留馮駿守之、 彭 凡六万余人、 (岑彭) 発南陽、 劉歆長驅入江関…彭到江州, 与呉漢及誅虜将軍劉隆 自引兵乗利直指墊江、 武陵、 騎五千匹、 南郡兵、 皆会荊門。 又発桂陽、 攻破平曲 以田 威将 任

騎五千匹、 将軍臧宮・驍騎将軍劉歆と、 ((建武) た桂陽・零陵・長沙の委輸棹卒を発すること、 十一年春、 皆な荊門に会す。 彭 (岑彭) 南陽 …任滿を斬り、 は呉漢及び誅虜将軍劉隆 ・武陵・南郡の兵を発し、 程汎を生獲し、 凡そ六万余人、 輔 又

しめ、 田 自ら臧宮・ 戎の食多く、 自ら兵を引き利に乗じて直ちに墊江を指し、 其の米数十万石を収む。) 劉歆を率ゐて長驅して江関に入る…彭は江州に到り、 卒かに拔け難きを以て、 馮駿を留めて之を守ら 攻めて平曲

に至り、 連絡 て巫、 零陵・長沙の戍卒を寄せ集めた岑彭の軍勢は、 漢が公孫述政権を討伐するため、 蜀地域を拠点とする公孫述政権の東進において、 る にも継承され、 秦時代に開発された巴―楚の交通路は、 ように公孫述の部下である田戎と任滿は扞関を通過して臨沮 問に進出した。 右記の史料は、 夷陵、 いひ 墊江・平曲を攻略して西へ進行した。 ては益州と荊州との連絡を担う役割があったと確認でき 夷道を攻略した。一方で、イ・ **打関は当該時期の地域区分に即し、** のちに、 後漢初期における公孫述政権の興亡に関わる。 軍事行動へ移行した際にも扜関を経由し 南陽・武陵・南郡の兵と、 前漢時代ないしは後漢時代 の史料が示すように、 以上の史料から、 **打関を経由して江州** ア. 巴郡と南郡との の史料が示す 桂陽・ · 夷陵 巴 先

『漢書』 江 からなる縦の交通を連繫させる役割があったと推定される。 水をなぞる横の交通以外に、 巻二八地理志上巴郡条に 打関は漢 -郡と黔中 郡 (漢の武陵

> 巴郡、 秦置。 …魚復、 江関、 都尉 治

(巴郡、 秦より置く。 ::魚 復、 江 関 都 尉 の治むるところな

ŋ<sub>。</sub>

とあり、 『後漢書』 志第二三郡国志巴郡条に

郡 秦置。 魚復扞水有扞関

巴

(巴郡 秦より置く。 …魚復の扞水に扞関有り。)

記される。 とあり、 記述を手掛かりにすれば、 ・南蛮国の地によって構成される。それと以下に引く『水経注 漢中郡の上庸県の前身に当たる。 **扜関の所在について伝世史料には巴郡魚復県にあったと明** 木村正雄氏の整理によれば、(12) 魚復県の 『水経注』 部は庸国または上庸国に作 魚復県とは古の魚国 沔水注に 庸

ŋ

0 玉

以て叛き、 は小国たり、 (『春秋・文公十六年』 に、 為上庸郡 楚有災不救、 『春秋・文公十六年』、楚人、秦人、巴人滅庸。 故に之を滅ぼして以て県と為す。 楚に附く。楚災有るときに救はず、 挙群蛮以叛、 楚人・秦人・巴人は庸を滅ぼす。 故滅之以為県、 属漢中郡、 漢中郡に属し、 庸小国、 群蛮を挙げて 漢末又分 附楚。 漢 庸

末又た分けて上庸郡と為す。)

を特定することができる。 来一つの国のものであれば、 とある。 の接続は肯定され、 存在すると見込まれる。 に至っては郡として独立し上庸郡となる。 両地を跨ぐ政権が存在したとわかる。上庸県と魚復県の一部が元 てこそ、上庸と魚復は異なる県として設置されたが、古来ではそ て県を設置した。 春秋時代の魯の文公一六 秦漢時代に至っては漢中郡の属県となり、 **扜関を要所として漢中郡と黔中郡の縦の繋がり** 古の庸国を背景に魚復県と上庸県の地理上 行政支配において両地を繋ぐ交通路は (前六一一) 秦漢時代の地域区分にお 年、 楚は庸国を滅ぼ 後漢

関を繋ぐ重要な役割があったと指摘することができる されるようになった交通路である。 通開発が進むにつれて衰退していくと思われ、 ①の子午道は、巴蜀地域との接続においては不便であり、 が主な役割である。 西南への交通に使用される路線であり、三輔地域と巴蜀地域の接続 から天水市の方面に行くルートである。 ③故道を通るルート、 西安市)との接続は四つのルートが存在する。 紹介したように、 の繋がりに注目した結果、 漢中郡は中央の直轄地である三輔地域と隣接する。 漢中郡の郡治である南鄭 それと比べて、 及び④武都郡と西漢水を通って、甘粛省礼県 ①の子午道ルートには長安-②③④よりずっと東に位置する しかし、本稿で関中と南方との 従来の指摘通り、 (現漢中市) と長安 後漢順帝期 ①子午道、 藤田勝久氏が –漢中 西南の交 ②褒斜道 ② ③ 4 は には廃止 (現

> まれる。 が、 九王莽伝上に 漢の時代にまで継承されていた。 道はこうした背景のもとで開通されたのである。 たことで、 分(上庸部)の二部分で構成される。 を横断する役割を持った道路として、 秦嶺山脈を貫通した道路を開拓しなければならないのである。子午 て開発された西の部分 もとより久村因氏が指摘したように、(エラ) 周知の通り咸陽の南方は、 したがって、 都咸陽との直通道路を開拓する必要性が生じた。 関中地域と漢中郡上庸部を連結させるには、 (南鄭部)と、 太白山をはじめとする秦嶺山脈に囲 その経路について、 子午道の使用は秦のみならず 楚によって開発された東の部 秦が上庸部の支配権を獲得し 漢代の漢中郡は、 そして、秦嶺山脈 『漢書』巻九 秦によっ ところ

(子午道杜陵より直りて南山に絶り、漢中に徑く。)子午道従杜陵直絶南山、徑漢中。

た時期について、『史記』巻七○張儀列伝に 秦嶺山脈を越えて漢中郡に到達する交通路である。子午道が開通しとあるように、子午道とは、長安の南に位置する杜陵から出発し、

秦遣張儀従子午道伐蜀。

(秦張儀を遣はして子午道より蜀を伐たしむ。)

暗殺の張本人だと見定めた漢王劉邦は、天下に檄文を発し項羽討伐 が建立された間もない内に、 午道を使用していたと考えられる。秦が滅亡し項羽による封建体制 られる。 条文に対して次のように考証した。 て下る」とある。 に「悉く関内の兵を発し、 とあるように、 .出兵した。その状況について、 戦国秦・統 戦国秦の時代にすでに開通され、 具体的な移動経路について、 一秦の時代を経て、関中地域を掌握した漢も子 三河の士を収め、 楚の義帝は死去した。 『史記』巻八高祖本紀 (二年条) 南のかた江漢に浮き以 『史記正義』はこの 使用した痕跡が見 項羽政権が義帝

従是東行、 南收三河 主 至徐州、 発関内兵、 撃楚。 従雍州入子午道、 至漢中、 歴漢水而!

に至り、 に入り、漢中に至り、 (南のかた三河の士を収め、 楚を撃つ。) 漢水を歴て下り、 関内の兵を発し、 是れより東行し、 雍州より子午道

とあ 過 下って徐州に向かったのである。 州 争期にも軍事利用されていたとわかる。 て南方の楚を攻撃するため、 、から漢中に渡ったという。 る。 唐の張守節の考証によれば、 子午道を経由して漢中に至り、 旧秦地域を統合した漢王国は、 これを鑑みれば、 劉邦軍は子午道を経由して雍 しかも、 子午道は軍隊が通 子午道は楚漢戦 東進し 漢水を

!できるほどの規模を持つ交通路であると窺える

されていた子午道は、 虎地秦簡』「法律答問」簡五七・簡五八の えてくる。 そこから魚復県に入り、 子午道を経由して漢中郡に入り、 の縦交通の存在は肯定される。これにより、 楚―秦―漢の継承関係を背景にして、 (長安―杜陵―子午道― このように、 さらに、 戦国時代より開通が確認され、 山 当該時期の咸陽) 田勝芳氏は -漢中 魚復県にある扜関を通過して黔中郡に入る 庸 漢中郡の属県である庸県へ移動し (書き下し文は筆者による) 『 秦漢帝国の中央部から扞関 /長安-長安から杜陵へ移動し、 ―漢中の連絡を支えた。 楚漢戦争期にも使用 -黔中) ルートが見

貲を以てするに当たるか、 亦た其の県次に伝え、関に到りて得。 を発き、 咸陽及它県発弗智者当皆貨 它県亦伝其県次、 (「偽書を発き、 「発偽書、 智 弗智、 (知) らざりて、 智 貲 到関而得。 (知) らざれば、 且つ它県にも尽く貲するに当たるか 今咸陽発偽伝、 即ち復た它県に伝を封じ、 今当独咸陽坐以貲, 貲に二甲。」今咸陽に偽伝 今独だ咸陽のみ坐として 弗智、 且它県当盡貲 即復封伝它県

を引用し、ま 関 に至るまで関所を通過した形跡が見られないと指摘する。 氏は孟嘗君の故事を取り上げ、 秦代の規定では首都の咸陽から多くの県を通過し 咸陽と関 (函谷関) の間に内

咸陽及び它県発きて智(知)らざる者皆な貲に当たる。)

捉え、 れる。 この点からして、 漢帝国発祥の地でもある。 りこそあるが、首都-方から来訪した旅行者は単一の通行証を用いて打関を通過したのち 令」において函谷関と並列される打関にも通用するのであれば、 関がなかったことを秦の実情とする。 南へと伸ばしたのは、 首都と打関の間にあるのは、 続関係からして、 口として捉えられよう。 た前漢初期においても、 ほかの関所を経由することなく咸陽に入れる。そして秦律を継承し **扜関を関中地域の区切りとする意見は首肯できる。** したがって、 **打関は秦漢中央部と南の周縁地域を接続する連絡 扜関までの範囲を漢帝国の直轄支配領域として** 漢初の王国時代の遺産であったのかもしれな (内側) 漢の都長安と抒関との間に、 同じ経路で都長安に入れると推定される。 関中」 漢王国の受封地であった漢中郡であり、 郡・県 の地域観念に漢中郡を包括して 氏が想定した状況が、「津関 -関所 (外側) 地理的な隔た 郡・県の接 南

## 二、抒関の南下交通

は、より正確に言うと、江水沿いにある扜関を通過し、江水を渡っ前述したように、扜関の南方交通は黔中郡に至る。この南下ルート節では、逆の視点から南下するルートについて考察したいと思う。前節では、扜関を通過して北上するルートについて考察した。本

巻一高帝紀下(五年正月条)にが、およそ秦漢時代より開発されるようになる。すなわち、『漢書』以南の地域は、中華世界にとって古来より未開の地であるとされるて黔中郡を経由して江水以南の領域に進出する交通路である。江水

其れ長沙・豫章・象郡・桂林・南海を以て番君の芮を立てて長 詔曰、 沙王と為す。) 諸侯立てて以て王と為す。 其以長沙、 侯 百越の兵を従へ、 (詔して曰く、故の衡山王の呉芮は子二人、兄の子一人と与に、 誅暴秦、 故衡山王呉芮与子二人、兄子一人、 豫章、 有大功、 象郡、 以て諸侯を佐け、 諸侯立以為王。 桂林、 項羽の侵奪の地、 南海立番君芮為長沙王 暴秦を誅し、大功有りて、 項羽侵奪之地、 従百越之兵、 之を番君と謂ふ。 謂之番 以佐諸

まる。 
この「語して曰く、南武侯の織亦た粤の世なり、立下一二年一二月条の「詔して曰く、南武侯の織亦た粤の世なり、立下一二年一二月条の「詔して曰く、南武侯の織亦た粤の世なり、立下一二年一二月条の「詔して曰く、南武侯の織亦た粤の世なり、立下一二年一二月条の「詔して曰く、南武侯の織亦た粤の世なり、立てて以て南海王と為す」に付けられた文穎の注では次のように指摘する。

?・漢中に走く)。

十一年、 文穎曰、 陵耳 象郡、 桂林、 更立佗為南越王、 高祖五年、 南海属尉佗。 以象郡、 佗未降、 自此王三郡。 桂林、 南海、 遙虚奪以封芮耳。 芮唯得長沙、 長沙立呉芮為長沙王。 後佗降漢 零

漢に降り、 三郡に王たり。 を立てて長沙王と為すも、 未だに降らず。遙かに虚奪して以て芮を封ずるのみ。 (文穎曰く、 十一年、 高祖の五年、 芮唯だ長沙・桂林・零陵を得るのみ、 更めて佗を立てて南越王と為し、 象郡 象郡・桂林・南海は尉佗に属し、 桂林 南海・長沙を以て呉芮 ح(ع 此れより 後に佗は 佗

ならないのである。 ゆえに、黔中郡との接続は、長沙と南越の両方面から考えなければ健したが、事実上象郡・桂林を領有したのは尉佗の南越王国である。

れば、 とある。 はない。もとより、 ことを選択でき、 遠回りの道である。 部から長沙北部に向かうには、まず東進しなければならない。 郡もしくは黔中郡を経由すると想定されるが、 のである。それを示す史料として、『史記』巻一二九貨殖列伝に ら西へ向かってそこから北へと転進する当該路線は、 ると推定される。 かうと、蜀・漢中への通路と接続する状況になっていた。 長沙の民の不安を解除させた。このように、長沙の北部から西へ向 右によれば、 いずれにしても打関を通過して長安に入るルートを利用でき もとより長沙南部は南越と境を接し、 長沙の王子が長沙北部の蜀・漢中に赴く道を安定させ 当該路線は長沙から長安に向かう唯一のルートで ところが、長沙地域の地形を考慮すれば、 加えて、 長沙の地理上の位置付けは旧楚地域に属するも **扜関を経由しなくても武関を経由する** 度々紛争に陥った。 前節の考察を踏まえ 実際のところ およそ南 長沙南

三—一、長沙地域

の交通について、『史記』巻一〇六呉王濞列伝に黔中郡の東は長沙地域と隣接する。その地域を支配する長沙王国

越直長沙者、因王子定長沙以北、西走蜀、漢中。

(越の長沙に直るは、

王の子長沙以北を定むに因り、

西

のかた

に西楚に類す。)(衡山・九江・江南・豫章・長沙、是れ南楚なり、其の俗大い

衡山

九江・江南・

豫章・長沙、

是南楚也、

其俗大類西楚。

地域(西楚)に近似すると記されている。更に傍証となるのは、秦とある。長沙は楚の南部地域(南楚)に属し、その風俗は楚の西部

帝国の南方交通を支える主要路線である。 経由して咸陽/長安に入る交通路がある。 うに思われる。 るものであったと窺える。 ことを考慮すれば、長沙と楚国との関連性は楚の民に広く認識され (二八年条) に まずは旧楚地域内の連絡を考慮する必要がある。とりわけ、 たことである。楚を国号とする義帝の封地を、 帝国が滅びたのち、 の中心部を継承した秦漢時代の南郡は、長沙との繋がりが強いよ 南郡には、 項羽封建の下で楚の義帝は長沙の郴県に徙され 武関を通過して霸水の南から酈山の西を したがって、長沙の交通を考えるに際し この武関ルートは、 『史記』巻六秦始皇本紀 長沙地域に設置した 、旧楚地 秦漢

上自南郡由武関帰。

(上は南郡より武関に由りて帰す。)

紀(五年条)に
に、漢の元封五(前一〇六)年の武帝の南郡から江陵を通ってのちに、漢の元封五(前一〇六)年の武帝の南郡から江陵を通って原に向かう巡行も、この交通路を使用していたとされる。皇帝の巡東に向から巡行も、この交通路を使用していたとされる。皇帝の巡していたと考えたほうが妥当であろう。現に、『史記』巻八高祖本していたと考えたほうが妥当であろう。現に、『史記』巻八高祖本は、五年条)に

番君之将梅鋗有功、従入武関、故徳番君。

(番君(呉芮)の将梅鋗功有り、従ひて武関に入り、故に番君

を徳とす。)

沙地域との接続は、主要な目的ではないように思える。 打関を通過する北上ルートの使用も可能であるが、打関にとって長 はたま例であると言える。したがって、長沙を出発した旅行者は、 した実例であると言える。したがって、長沙を出発した旅行者は、 は、 は、 が地域との接続は、主要な目的ではないように思える。

#### 三一二 南越王国

三十三年、発諸嘗逋亡人・贅壻・賈人略取陸梁地、為桂林・兔

郡・南海、 以適遣戍

陸梁の地を略取し、 て戍らしむ。 (三十三年、 諸々の嘗つての逋亡せる人・贅壻・賈人を発して 桂林・象郡・南海を為し・以て適して遣り

賈誼の『過秦論』に、 とある。 していた者)・贅婿(入り婿)・賈人 桂林・象・南海の諸郡を設置した。 始皇帝の三三 (前二一四) 年に、 (商人)を動員して南方の地(回) 秦は亡人 秦の南方攻略について (罪あって逃亡

は首を俛せ頸を係ぎ、 南取百越之地 (南のかた百越の地を取り、 以為桂林・ 下吏に委命す。) 象郡、 以て桂林・象郡と為し・百越の君 百越之君俛首係頸、 委命下吏。

絶ち兵を聚めて自ら守れ、と。)

乏しく不明瞭な部分は多いが、 越 とあり、 から窺える。 0 地を秦の支配体制に組み込んだ。 の地を征服した秦は百越の各部族の長を役人として任命し、 『史記』 すなわち、『史記』巻一一三南越列伝に の記述の補足になると考える。 秦―越の進出路線はおよそ次の史料 秦の対越戦争について、 右記によれば、 史料は 百越 百

浦

玉 南海、 …囂死、 東西数千里、 佗即移檄告橫浦 頗有中国人相輔 陽山、 此亦一 湟谿関曰、 州之主也、 盗兵且至、 可以立 急

絶道聚兵自守

浦 なり、 病甚だし。 こと数千里なり、 道を絶ち、 語りて曰く、 (南海尉の任囂病して且に死さんとし、 陽山・湟谿関に告げて曰く、 以て立国すべし、 且つ番禺山の險なるを負ひ、 自ら備え、諸侯の変ずるを待たんと欲するも、 …秦無道と為り、天下之に苦しむ…吾兵を興し新 頗る中国の人の相輔有り、 ೬ …囂死す、 盗兵且に至らん、 龍川令の趙佗を召して 南海を阻み、 佗即ちに檄を移し横 此れ亦た一州の主 急ぎて道 東西する

尉佗は任囂の死後に直ちに横浦・陽山 とある。 ように命令した。 言葉を引き 「新道」を断ち切って割拠するように遺言を残した。 「新道」 につい · 陽 山 秦末の動乱に直面し、 ・ 湟谿の三 て、 この文脈に鑑みれば、 当該箇所に見える『史記索隱』 一関の道であったと見て差し支えなかろう。 南海尉の任囂は部下の尉 任囂が言う 湟谿の三 一関の道を断ち切る の注釈は蘇林 「新道」とは横 それに従って (趙)

秦所通越道

(秦の越に通ずる所の道なり。)

吾欲興兵絶新道

自備

待諸侯変、

会病甚。

且番禺負山險、

阻

南

海尉任囂病且死、

召龍川令趙佗語日、

…秦為無道、

天下苦之

関の うになったのであろう。 秦から越への進軍は、 とあり、 って大まかな位置が判明されている。 かった秦―越の間に、 一九八二年)に従って三関の位置を特定する(窓) の考証を参考し、 ルートを経由したと考えられる。 秦越交通に使用されていた道だとされる。 この「新道」 譚其驤編 軍事行動に伴って右の交通路が開発されるよ この三関の位置について、 『中国歴史地図集』 すなわち横浦・陽山・湟谿の三 以下は 戦争状態になるまで交流がな 『史記索隠』 それに従えば、 諸家の考証によ (中国地図出版 と『水経

### ①横浦関について、

ある。とある。それに基づけば、横浦関は今の広東省南雄市の東北にと」とある。それに基づけば、横浦関は今の広東省南雄市の東北にて横浦に至り、秦の時の関有り、其の下は謂ひて「塞上」と為す、『史記索隠』に「『南康記』に云く、南野県大庾嶺より三十里にし

②陽山関について、

県の西北にある。 それに基づけば、陽山関は今の広東省陽山ちるべし、と」とある。それに基づけば、陽山関は今の広東省陽山り。今此の県の上流より百餘里にして騎田嶺有り、当に是れ陽山県有『史記索隠』に「姚氏案ずるに、地理志に云く、揭陽に陽山県有

## ③湟谿関について、

または洭浦関に作る。『水経注』巻三八溱水篇に「湞陽県を過ぎ、(ミン)

に基づけば、湟谿関は溱水と洭水が交差するところにあり、今の広三九洭水篇に「南のかた洭浦関を出で、桂水と為す」とある。それ洭浦関を出で、桂水と合し、南のかた海に入る」とあり、『同』巻

東省英徳市の西南にある。

にも使用された当該路線は、 ラインを陸路で表示すれば、 郡と盧江郡を経由して南下するルートに該当する。 から東へと運べる設計となっていたのであろう。 の楚越支配は一本の南北ラインに支えられ、 -長沙/ 湘水 右記の三関の位置からして、 /盧江-―瀟水―番禺を下る形で進行していたと指摘する。 越 (南海・番禺) となる。 水の力を活用し、 およそ咸陽―藍田 秦 ―越を連絡する「新道」とは長沙 後に前漢武帝の南越侵攻 咸陽 人と物資を大量に西 **一**武関--武関 鶴間和幸氏は秦 ---南陽-この河 -漢水 南郡 沠 郢

トは、 巡察はなかったとの事情から、 はまだまだ模索の段階であったと言える。 た交通路であると思われる。 新道」との名称からも窺えるように、 秦の滅亡に伴い、 ところが、 必ずしも百越地域に進入する正規の交通路とは断言できない 秦の百越を支配する時期、 百越の地は秦の支配から解放されるようになる。 秦末漢初において、 『史記』 この路線は新たに開発され 及び始皇帝の巡行に越地 巻一一三南越列伝に見える 武関を経由する右のルー 百越地域との交通

に見えた尉佗である。すなわち、『史記』巻一一三南越列伝に秦が越地に残した遺産を受け継ぎ、百越の地を支配したのは、前

てて南越武王と為す。) (秦已に破滅するや、佗即ち撃ちて桂林・象郡を并し、自ら立秦已破滅、佗即撃并桂林、象郡、自立為南越武王。

開通されるようになったと考えられる。林・象との併合により、百越から扜関を通過して北上するルートがて南越王国を建立し自ら南越武王と称した。黔中郡に隣接する桂とあるように、尉佗は南海を拠点に西へ進出し、桂林・象を併合し

ろう。

域と百越地域を結ぶ通路はおよそ以下の二通りがある。以上の情報を整理すると、漢の時代において中央部である三輔地

①長安―杜陵―子午道―漢中―庸―魚復―扜関―黔中―象―桂林―

②長安―藍田―武関―南陽―南郡―長沙/盧江―越(南海・番禺)

を考慮すれば、南越王国は①の扜関ルートをより重視したと推測さ要がある。南越王国と長沙王国との険悪な関係(詳細は後述する)この二つの路線の中で、②の武関ルートは長沙地域を通過する必

黔中郡を経由して長沙王国と南越王国に通じる。帝国の中央部と周漢初において扜関の交通は、西は巴蜀地域、東は旧楚地域、南は

れる。

関重視した理由は、それを利用した南越王国との接続にあるのであいた。とって特別な意義を持つのであろう。その中で、巴蜀地域には更にとって特別な意義を持つのであろう。その中で、巴蜀地域には更にとって特別な意義を持つのであろう。その中で、巴蜀地域には更にとって特別な意義を持つのであろう。その中で、巴蜀地域には更にとって特別な意義を持つのであろう。その中で、巴蜀地域には更にとって特別な意義を持つのである。

# 四、符によって結ばれる漢越の外交

の高祖期からすでに始まった。『史記』巻一一三南越列伝に権の交流もまたいち早く開始されていた。漢越両国の外交関係は漢争を経て漢帝国は全国支配を果たす。およそ同時期に建立した両政に成長していく。一方で、中華世界は秦末の動乱を経過し、楚漢戦南越王国は秦の崩壊に伴って建国し、中華世界から独立した政権

為南辺患害、与長沙接境。 漢十一年、遣陸賈因立佗為南越王、与剖符通使、和集百越、毋

毋からしめ、長沙と境を接す。) 与に符を剖かちて使を通じ、百越を和集し、南邊の患害を為す(漢の十一年、陸賈を遣はして因りて佗を立てて南越王と為し

越の間で交換された符は、 省略した簡易な通行証であると指摘する。 するにあたって、 富谷至氏は符は諸々の「わりふ」と機能を異とし、(※) 漢帝国に継承され、 送り合い、 所を通過させるための通行証である。それによって、 符とは、 要な物品でもある。 その上で南越に符を分け与えて外交を行った。その結果、 に絞ることは可能であろう 言えよう。 まずは功臣の陸賈を派遣し尉佗の南越王としての地位を確定させた。 とある。 「符」の形で記載される(以下は国符と呼称する)ことが多い。 通過に限定されたものである。 `れるようにもちろん通行証であるが、当該時期の外交に関わる重 境目には平和がもたらされたという。ここで見える符は、 本稿のいままでの考察を踏まえれば、 の使用箇所は、 戦国時代の諸国が他国との国交を維持するため、 右の記事から、 複雑な政治環境の中で交流し続けていた。(エラ) 中国古代社会には様々な通行証が存在する。 特定の用務において、 伝世史料において、この種類の符は「国名」 およそ①打関ルートと②武関ルートのいずれ 漢越の間に見える符にも同様な役割があったと 漢皇帝の劉邦は南越と国交を結ぶために、 特定した関所のみ通過できる通行証であ しかも、それは一定の関所を通過 封印の手間などの煩雑さを 氏の意見に従えば、 漢と越との間で交換され 符の使用は関所 この事象は秦 各国は使者を その中で、 漢越両国 自国の関 よく知 漢と + 玉

伝に

国を通過する必要がある。長沙王国とは、異姓諸侯王国として前漢この二つの路線の中で、先にも言及したように②の場合は長沙王

国は、 国としての独立性が強いと言われる。 たとする、 沙王国との抗争は の関係にも影響したように考えられる。 の文帝期まで存続していた。 一端を窺わせた一文が次の史料に見える。『史記』巻一一三南越 漢帝国とは無関係に南越王国と独立した外交を行った。 首肯できる意見である。 「覇王」的勢力同士の覇権争いという性質を備え 劉氏との繋がりが薄い点から、 独立国として振る舞った長沙王 その独立性の強さは、 吉開将人氏は南越王国と長(タエ) 南越 諸侯王

兵攻長沙辺邑、敗数県而去焉。擊滅南越而并王之、自為功也。於是佗乃自尊号為南越武帝、発高后聴讒臣、別異蛮夷、隔絶器物、此必長沙王計也。欲倚中国、高后時、有司請禁南越関市鉄器。佗曰、高帝立我、通使物、今

兵を発そて長沙辺邑を攻め、 するなり。 撃ちて南越を滅ぼして并せて之に王とし、 高帝我を立て、 (高后の時、 器物を隔絶す。 是に於いて佗乃ち自ら尊びて号して南越武帝と為し 有司請ひて南越の鉄器を関市するを禁ず。 使物を通ぜり。 此れ必ず長沙王の計なり。 数県を敗りて去る。 今高后讒臣に聴きて、 自ら功と為さんと欲 中国に倚りて 蛮夷を別 佗曰く、

と協力して南越王国を滅ぼそうとしたと疑い、兵を動員して長沙王とある。呂后期の鉄器売買の禁制を受け、尉佗は長沙王国が漢帝国

定できる。 ぞれの符は、 長沙も外交の伝統に則って越に符を分け与えたと推測される。 うに見える。 国を攻撃した。この史料から、 通過を想定されず、 を展開したならば、 る。 -越の関係は独立したものであり、 暗鬼の状態であり、 したがって、 漢帝国・長沙王国・南越王国の三者はそれぞれ独立した外交 次の史料はその傍証となろう。 言うまでもなく自国の関所を通過させるためのもので 漢が外交のために越に符を分け与えていたと同様に、 漢と越の外交関係に用いられた符は、 漢符と長沙符の使用区域は重ならないはずであ **打関ルートを利用するためのものであったと推** 険悪な関係にあったとわかる。 国境を接する南越と長沙は互いに疑 漢―越の関係と平行しているよ 「津関令」簡四九三に 同時に、 長沙地域 それ 長沙 0

飾 籍書し、 を出だすこと母からしむ。 関謹籍書、 (り及び服する所は此の令を用ゐず。) 制詔御史。 御史に制詔す。 出るとき復た以て閲し、 出復以閲、 其令諸関、 其れ諸々の関に令し、 出之。 其れ金器を以て入るるは、 禁毋出私金器· 籍器、 之を出だす。 飾及所服者不用此令四九三。 鉄。 禁じて私金器・鉄 器を籍するとき 其以金器入者、 関謹みて

た物品を明記し、 続く簡四九三の条文である。 右記 の 「津関令」 関中に輸入される金器への対処を明記した。 の条文は、 その内容は、 本稿の冒頭に取り上げた簡四 関外への輸出を禁止され 九二に

> れる。 裏にある
>
> 打関の
>
> 存在が
>
> 浮かぶであろう。 わけ、 結した関係のように見える。 記 る。 定できない。 として『史記』と「二年律令」を併せて理解しようとすれば、 簡四九二に取り上げられた五つの関所がそれに該当する可能性があ 「二年律令」 に見える呂后期に禁止された南越との鉄器貿易、 その対象は、 輸出を禁止された物品に関して、 しかしながら、この簡と簡四九二との接続を考えれ に見える呂后二年における鉄器輸出の禁止と、 「其令諸関」とのみ記され、 そして「関市」 金器の他に鉄器にも言及さ 関 条文から対象を特 などの語を媒 この両者は直 『史

える。 は経済的側面が見える。 が、 戦国時代の国符は、 『漢書』巻九五南粤伝に 漢越の貿易関係を背景にして、 史料の限界により政治外交の側面しか見えな まず、 漢から越への物流は次の史料から見 **打関の通過に利** 用された符に

41

予牡、 高后時、 臣 別異蠻夷、 毋与牝。 有司請禁粤関市鉄器。 出令日、 毋予蠻夷外粤金鉄田器。 ·高后自臨用事、 馬牛羊即予、 近細士、

羊即し予ふれば、 を出だして曰く、 ら用事に臨み、 (高后の時、有司請ひて粤の鉄器を関市するを禁ず。 細士を近づげ、 牡を予へ、 蛮夷外粤に金鉄田器を予へ毋からしめ。 牝を与へること母からしめ、 讒臣を信じ、 蛮夷を別異し、 …高后自 馬牛 令

の下で、 流は次の史料から見える。 支える物資を輸入していた側面が窺える。 牛・羊などの動物売買への制限も言及されている。 するが、 とある。 じ貿易に規制をかけたのであろう。 みが許される。 ・鉄の売買は禁止されたが、馬・牛・羊などの動物の売買はオス 越は漢帝国から金器・鉄器・馬・牛・羊など、 前記 呂后期における鉄器貿易の禁止を記されているほか、 『史記』 越地で動物が繁殖しないように、 巻一一三南越列伝の引用と同様の箇所に該当 『淮南子』巻一八人間訓に この事柄から、 一方で、 越から漢への物 メスの売買を禁 それによれば、 漢越の外交関係 日常生活を 馬

える。

『漢書』巻五○汲黯伝に

匈奴渾邪王帥衆來降。

後渾邪王至、

賈人与市者、

坐当死五百餘

軍守南野之界、 五軍、 軍は九疑の塞を守り、 又利越之犀角・象歯・ て弩を馳めず。) して卒五十万を発し、 (又た越の犀角・象歯・翡翠・珠璣を利とし、 軍塞鐔城之嶺、 軍は餘幹の水を結ばしむ。 一軍結餘幹之水。三年不解甲馳弩。 五軍と為し、 翡翠・珠璣、 軍は番禺の都に処り、 一軍守九疑之塞、 一軍は鐔城の嶺を塞ぎ、 乃使尉屠睢発卒五十万、 三年にして甲を解かざり 一軍処番禺之都 乃ち尉の屠睢 軍は南野の界 為

ついて、犀角・象歯・翡翠・珠璣などの珍宝の名称が取り上げられ派遣して越を攻略した。その際に、秦が目当てとした越の「利」にとある。右記によれば、秦は越から利益を得ようとし、尉の屠睢を

られる。 そして、この貿易関係を結び合わせたのが、 沢品を入手し、 の全貌が見えないが、 の珍宝は需要があろう。 た。 秦に続く漢の時代においても、 外国政権との貿易において、 互いに利となるものが売買されていたのであろう。 少なくとも越は漢から日用品、 したがって、 中華世界では入手し難いこれ 限られた史料の中で漢越貿易 符の必要性は次の史料から窺 符の存在であると考え 漢は越から贅

財物如辺関乎。 なる者五百餘人を殺せば、 く匈奴の贏を得て以て天下に謝せざれど、 市する者、 知者五百餘人、 て財物を闌出すると為して辺関の如きを知らんや。陛下縦ひ能 (匈奴の渾邪王衆を帥ゐて來降す。 …黯入…曰、 …愚民安くんぞ市して長安中に買ひ、 坐として死に当たるもの五百餘人。…黯入りて…曰 臣竊為陛下弗取也 陛下縱不能得匈奴之贏以謝天下、 …愚民安知市買長安中、 臣竊かに為ふに陛下の取らざる所な 後に渾邪王至り、 又た微文を以て無 而文吏繩、 而して文吏繩し、 又以微文殺無 以為闌出 以

都長安に入朝した。渾邪王が長安に入城した際に、彼と商売したことある。前漢の武帝期に匈奴の渾邪王は漢に降伏し、関外から漢の

ځ پ

謂

右に見える汲黯の諫言から、 ある、とのことが考えられる。 属は関外であり、 経過しなければ、 とで死罪を問われた者が五百人余りいた。その理由は、 注には臣瓚の言葉を引き の規定に抵触したとわかる。 関外の者との商売は法律によって禁止されている。 彼との商売は物品を関外に売り出すことと同義で 当該事件で罪を問われた者は したがって、 この 「闌出財物」 漢帝国の法的手続きを について顔師古 渾邪王の所 「闌出財

無符伝出入為闌也

(符伝無きて出入するは闌と為るなり。)

とある。それによれば、 符・伝の規定に関連する。 法律答問」 簡一八四に 渾邪王事件で下された処罰は通行証である それを手掛かりにすれば、 『睡虎地秦簡

客未布吏而与賈, 「布吏」。 貲一甲。 可 何 謂 「布吏」・詣符伝於吏是

と謂ふか。 (客未だ布吏せずしてともに賈えば、貲に一甲。 ・符伝を吏に詣すこと是れ 「布吏」と謂ふ。 何を「布 吏

とある。 に提出 (布吏) するまで、 右記のように、 符 • 商売してはいけないと秦代の律令に規定 伝などの通行証の所持者はそれを役所

> 推定できる。 所を記した通行証を役所に提出する必要があった。 能性が高い。 鑑みれば、この律令規定は国内のみならず、 させる必要がある。 されていた。 そして秦律を継承した漢律も、この規定を継承した可 ただし、 すなわち、 通商ルートを確認するため、 処罰対象は律令によって束縛される自国の民 地域を越えた貿易では物品の出所を明白と 国外にも適用されると 商人は通過した関 渾邪王の事例を

のみとなっているのであろう。

って、 界から輸入する必要があるものの、 たと言えよう。 であり、 漢越の貿易は交通上の規制を強いられていたことがわかる。 しその証明となる符を提出しなければ、 る効果があったと言える。 への移動路線を限定した。 としている。 -トの指定は南越王国と険悪な関係にある長沙王国との接触を避 これらの情報を総合すると、漢越の貿易は扜関の通過を必須条件 漢帝国は符を通じて境界線上の紛争を減らすことができたの 交通から派生した権力を用いて直轄地以外の地域に干渉し 漢帝国から南越王国に分け与えられた符は、 複数の移動路線が存在する中で、 南越王国は鉄や馬などの日用品を中華世 漢に決められた移動路線を使用 商売する資格を得られない 越から漢 打関 したが

#### Ŧį. **打関の管轄形態** 諸関所と合わせて

ここまでの考察では、 **扜関と首都との交通関係を検討していく中** 

てみたいと思う。

地域との接続において、 の上で、漢越の外交及び貿易関係について論じた。 南越との連絡は打関の重要な役割の一つであると推定した。そ **扜関が如何にその機能を果たしたかを考え** 本節では、 周縁

った。これと類似する条文として、『漢書』巻二八地理志下敦煌郡 の治むる所なり」とあるように、 まず、前記の『漢書』巻二八地理志上 **打関は都尉が管轄するところであ** (巴郡条) に 「江関、 都尉

とあり、『漢書』巻六九辛慶忌伝に

中子遵 (辛遵) 函谷関都尉

(中子の遵(辛遵)函谷関都尉たり。)

とあり、 『漢書』 巻七六張敞伝に

(張敞) 復出為函谷関都尉

((張敞)復して出でて函谷関都尉と為す。)

とあるように、 を手掛かりにすれば、 「函谷関都尉」 『漢書』巻一九百官公卿表上に の名称は 『漢書』に散見する。

関都尉、 秦官。 農都尉、 属国都尉。 皆武帝初置 とあり、

同年代の陽関と玉門関も都尉が管轄していたとわかる。

加

有陽関・

・玉門関、

皆都尉治

(陽関・玉門関有り、

皆な都尉の治むるところなり。)

秦官なり。 農都尉、 国都尉に属す。 皆な武帝初めて

置く。) (関都尉、

明瞭である。 とあり、 れ ば関所を管轄する専門職のように見える。 は関都尉の職掌についてその詳細に言及しておらず、 その実態も多岐にわたる。 「関都尉」 そもそも都尉の名称が付く官職は伝世史料に多くみら の役職は秦の時代より設置され、 史料の限界により、 ところが、 関所を管轄する その実態は不 名称からすれ 百官公卿表に

復為函谷関都尉

轄していた側面があると指摘できる。

関所を管轄する都尉について、

『漢書』巻六○杜欽伝に

見する。したがって、全ての関所に対して一概に言えるか否かは更 えて武関と函谷関も都尉に管轄されていたと、伝世史料の記事に散

なる検証を必要とするが、漢代の官僚制度において都尉が関所を管

((杜業)復して函谷関都尉と為す。)

ŋ 多岐にわたる「○○都尉」の職も、 で、 都尉の実態を特定するには困難であるが、 は三者を通じての一般的規制であると指摘する。 地域 傍証として、 それぞれの地域の都尉は幾分の変改が見られるも、 関都尉に都尉の職掌と通じる一般的規定は存在する。 ·三輔地域 次の史料に見える「備塞都尉」を取り上げたいと思 ・辺郡地域の三地域別に都尉の職掌を考察する中 都尉を原点に発展したものであ かつて鎌田重雄氏は、 氏の意見に従えば、 都尉の職掌 この仮説 内

五四。 皆発伝。 更五1 | 卒主者、 廿三、丞相上備塞都尉書、 及令河北県為亭、 皆比越塞闌関令。 与夾谿関相直。 請為夾谿河置関、 丞相、 御史以聞、 ·闌出入、 諸漕上下河中者、 越之、 制日、 及 可

津関令」

簡五二三~簡五二四に

令 ·

秩律」 簡四四○ ~四四一に

皆な越塞闌関令に比はんことを、と。 む。 す。 して曰く、 為に関を置き、 廿三、 及び河の北の県をして亭を為り、 闌出入するもの、 丞相の備塞都尉の書を上まつりて、 可なり、と。) 諸れ漕もて河中を上下するときは、 之を越えるもの、 夾谿の関と相い直さし 丞相、 及び吏・卒・ 請ふに夾谿 御史以聞す。 皆な伝を発 元の河 主者は、 制 0

とあ ٤ 備塞都尉より上申された提言が朝議で採択され、 ŋ 備塞都尉と関所との関係を記している。 右記の条文による 夾谿河の管轄

> おらず、 りの規定は新たに設けることなく、 って管轄するように示した。ここで見える備塞都尉とは、 たに関所を管轄するための役職を設置することについて言及されて のために関所を設置することになった。 令」に比準するように、とのことである。 新設される夾谿の関は備塞都尉に一任し、 以前中央が制定した 関所の設置後における出入 中央政府の指示には、 律令の規定に沿 「越塞闌関 新

御史大夫・廷尉・内史・典客・ 【丞】·丞相·相国長史、秩各千石四二。 (衛 詹事 尉、 ・少府令・備塞都尉 漢四四〇中 一大夫令、 漢郎中・ 中尉・車騎尉・ 郡、守、 奉常、 尉· □ 秩各二千石。 大 (太) (衛) 将軍 僕 御 長 史

信

長信詹事・少府令・備塞都尉・郡守、 (衛 (御史大夫・廷尉・内史・典客・中尉・車騎尉 尉、 漢中大夫令、 漢郎中 奉常、 秩各お 尉、 • □ の二千石。 (衛) 将軍· 大 太 僕 史 

【丞】·丞相·相国長史、 秩各おの千石。

列伝第七 とあるように、 に西部都尉の宰鼂は太守の事を行る」に引く応劭の『漢官儀』に、 一独行列伝 郡尉と同等の二千石の高級官僚である。 (彭脩伝) 0) 「後に郡に仕えて功曹と為し、 『後漢書』

秦官也。 本名郡尉。 掌佐太守典其武職、 秩比二千石。 孝

都尉、

景時更名都尉

む、と。)を佐けるを掌り、秩は比二千石なり。孝景の時に名を都尉に更を佐けるを掌り、秩は比二千石なり。孝景の時に名を都尉に更(都尉、秦官なり。本名は郡尉なり。太守の其の武職を典どる

れば、 武帝の建武年間に役目を終え、 ものがあるように考えられる。 称は漢初によく見られる事象であり、多くの場合改称の前後におい とある。 て役職の性格上の変化は見られないように思われる。 類似性に関連する事象であろう。 都尉-それによれば、 -関都尉 - 備塞都尉の三者の間には、 郡尉とは都尉からの改称である。 廃置するようになった。これも両者 ちなみに、 都尉と関都尉は同じく光 職掌上に共通する 以上を踏まえ 官名の改

公卿表上について、伝世史料には次のように記している。『漢書』巻一九百官は、郡尉のそれに比準すると見て差し支えなかろう。郡尉の職掌に以上の推論に大過がなければ、扜関の管轄を任された都尉の職掌

石。景帝中二年更名都尉。郡尉、秦官、掌佐守典武職甲卒、秩比二千石。有丞、秩皆六百郡尉、秦官、掌佐守典武職甲卒、秩比二千石。有丞、秩皆六百

名を都尉に更む。) (郡尉、秦官なり、守の武職甲卒を典どるを佐けるを掌り、秩

四 一 受け、 外族や、 渡の一端を示しているのであろう。 関の内外を自由に通過できる権限を持ち、 国家にとっての不安定要素であれば、 だけではなく、 の任務を完遂させた。 を通過するための符である。したがって、 の通行証であれば、 から推論すれば、 の遂行にあたって、符を分け与えられていると記されている。そこ 補佐することである。『北堂書鈔』巻六三設官部・都尉一〇一に とある。 ったと推定できる。ここで見える符は、 太守を副佐す。 「都尉、 「太守を佐けて副将と為す」とあり、 符を部けて任に之き、一郡の副将なり」とある。都尉は任務 職官部三九・都尉に引く『漢官解詁』 郡各おの一人、太守の言を副佐す。 右記に見えるように、都尉の職掌は主に軍事面から太守を 前記に見える秦から南越への遷民も含まれよう。 盗賊に備ふるなり」とあるように、 国内の盗賊の類に警戒する役目があった。 **扜関を管轄する都尉も符を所持し扜関の管轄を行** 打関を管轄する都尉が所持する符は、 当然打関 言うなれば、 軍事権の委任に伴う交通権の譲 具体的には、『太平御覧』巻二 その注に引く『漢官解詁』(31) 蛮夷とされる巴蜀や越などの 前記で言及したように関所 それを用いて扜関防衛と **扜関を管轄する都尉は扜** 太守と与に倶に銀印 に 「都尉は兵を将ゐ、 外国からの侵攻 確かに、 に

秦末世、遷不軌之民於南陽。南陽西通武関、鄖関、東南受漢

『史記』巻一二九貨殖列伝に

江・淮

(秦の末世、不軌の民を南陽に遷す。南陽の西は武関・鄖関

に

通じ、東南は漢・江・淮を受く。)

と河水 る武関、 る。 外側を警戒する役割を持とう うに思える。 を設けられる。 越を含む。 予防する役目は関所にあったと推測できる。「津関令」 見られる。 とあり、 越塞闌関」 クのみではなく、 洛水沿いにある臨晋関、 (黄河) 沔水沿いにある鄖関も、 秦は武関、 地域と地域との往来には、点と線の両方面から通過規定 関所の外側に不安定要素となる対象を置き、 の表現とは、 したがって、 前記 の関係には、 鄖関の外側に「不軌の民」を移住させた記事が 江水を線として防衛ラインを敷き、 「津関令」簡五二三~簡五 関所なる定点の通過と塞なる境界線の超 江水沿いにある扜関は、 関所と河からなる点と線の関係が見え 河水沿いにある函谷関、 その関係に準じて機能していたよ 一四に見える夾谿関 定点の通過チェ 丹水沿いにあ その逆襲を 関中地域の に見える

と言える。関所の運営と税収との関係は次の史料から窺える。『漢と言われる。その税収こそ関所の運営を支える根底的なものである国防などの軍事目的の他に、関所は関税徴収を目的に設けられた

巻六武帝紀

(太初四年条)

徙弘農都尉治武関、税出入者以給関吏卒食。

(弘農都尉を徙して武関を治めしめ、出入する者に税し以て関

の吏卒の食に給ふ。

律令・ 営を支えた側面が窺える。(3) **膻史料からいくつか見られる。** があった。 はないかと考えられる。 その貿易で徴収した税金によって、打関の運営を成り立たせたので うに巴蜀 とある。 「関市」 て関所に務める官吏を養ったというので、 関市律」 語が示したように、 弘農都尉の管轄下にある武関は、 この関市に関連する律令規定、 南郡の物資輸送と、漢 簡二六〇~簡二六一に 地域を越えた貿易形態の中には、 **打関の場合では、** 関所の管轄下において売買を行う市 次はその -南越の鉄・動物の売買があった。 武関を通過する税収を用 いわゆる 例を取り上げる。 本稿が考察してきたよ 税金の収入は武関の運 「関市律」 前記 は 簡 場

贓与盗同灋、罪耐以下…≒≒。罰金各二両。諸詐紿人以有取、及有販売・貿買而詐給人、皆坐鄠金各二両。諸詐紿人以有取、及有販売・貿買而詐給人、皆坐奪之列。列長・伍長弗告、罰金各一斤。嗇夫≒⇔・吏主者弗得、市販匿不自占租、坐所匿租贓為盗、没入其所販売及賈銭県官、市販匿不自占租、坐所匿租贓為盗、没入其所販売及賈銭県官、

之を列より奪う。列長・伍長の告げざるは、罰金各々一斤。嗇して盗と為し、其の販売する所のもの及び賈銭を県官に没入し、(市販するに匿して自ら占租せざるは、匿する所の租贓を坐と

取る有り、 坐して盗と同灋、 夫・吏主者の得ざるは、 及び販売・貿買して人を詐紿する有るは、 罪の耐以下は…。 罰金各々二両。 諸れ人を詐紿して以て 皆な贓に

ちろん、 打関を管轄する役人は、 延漢簡』などにも名称が見られ、 管轄の下で行われていたと窺える。管理責任を追及されて罰金刑を た利益から税金を徴収し、 加えられる対象に、嗇夫の名称が見られる。ここで見える嗇夫は、 金を没収するように規定されている。関市における売買は、 とある。 関市律」 市で販売する者が利益を隠匿した場合は、 の記載対象からして、 **打関での貿易を仲裁し、** 関所の運営に当たったと推論できる。 いわゆる関嗇夫のことを指す。『居 関都尉の所属である。(34) その貿易の中で得 その商品や売上 したがって 役人の b

#### ウ. 『睡虎地秦簡』 為作務及官府市、 「秦律十八種」 受銭必輒入其銭缿中、令市者見其入、不従令 簡九七

者貲 銭を缿中に入れ (作務を為するに官府の市に及べば、 一甲 関市 市の者をして其の入るるを見せしめ、 銭を受けて必ず輒ち其の 令に従

る。

はざる者は貲に一甲

関市

#### 工 『岳麓秦簡 (肆)』簡二四三

関市律曰、 (関市律に曰く、県官売買有るや、 県官有売買殴、 必令令史監、 必ず令史をして監せしめ 不従令者、 貲 一里。

令に従はざる者は、 貲に一甲。)

ある。 れ、 図が見られる。 うに行動するという、 関市で売買を行う時に、 易の透明性を高める意図が見られる。エ・ を含めた貿易による税収がその運営を支える側面があったと推定さ 貿易が公平に行われるように監督されている。 保とうとする国家意思が見られる。 など官府を対象とする貿易は、 などの史料が示したように、官府が介在する関市の貿易は公平性を (かめ)に入れ、市場中の人々に見えるように振り舞うという、 漢越外交の状態は扞関の存亡(満足に機能するか否か)に関わ 中国古代国家において、 ちなみに、「二年律令・関市律」簡二五八~簡二五九に このように、関市の運営には関所の役人が関与し、 権力者を抑制して貿易の公平性を尊重する意 必ず文書官である令史に随行してもらうよ 貿易と外交の両者は表裏一体の関係で 官府側は売り上げで得た金銭を缿 ウ. の史料から、 の史料から、県の役人は **打関の場合は、** 公務上の売買 漢越 貿

縞繙、 販買繒布幅不盈二尺二寸者、 (繒布の幅) 纔縁、 一尺二寸に盈たざるものを販買するは、之を没入せ 朱縷、 罽、 鱪三六布、 没入之。能捕告者、 縠、 荃蔞、 不用此律言式。 以畀之。

朱縷、罽、緡布、穀、荃蔞は、此の律を用ゐず。) よ。能く捕へて告げる者、以て之を畀す。絺緒、縞繙、纔縁、

が行われたことを強く示唆する。の支配領域に属するものが漢の律令規定に見られ、漢越の間で貿易の支配領域に属するものが漢の律令規定に見られ、漢越の間で貿易とあるように、茎など南方地域(現代の広州・潮州)の物産で、越

#### 六、終わりに

結果はおよそ以下の数点に集結する。 打関の秦漢帝国にとっての特殊性・重要性について検討した。その本稿は「二年律令・津関令」に見える打関を対象に考察を加え、

・扜関は戦国楚によって設置され、秦の併合を経て漢の支配下に置

か

・扜関を要所とする漢代の南方交通は、巴蜀地域・旧楚地域・長沙帝国の首都圏と南方の周縁地域を連絡する役割があった。

**打関は東西の交通を繋ぐ役割だけではなく、** 

南北の交通を繋ぎ漢

なものであったと推定される。王国・南越王国との連絡が見られ、その中で越との接続は最も重要

な通行証である符を用いて、漢は越との交通路線を制限し周縁地域・漢越の国交には符が介在し、特定の関所しか通行できない限定的

の紛争を抑止する意図が見られる。

営に当たらせた。関所の存亡は、当該地域の貿易状況及び国家の外・漢代関所の運営は地方に一任し、そこで徴収した税金を関所の運

交状況に左右される側面があった。

中華の民 支配原理の一端が潜んでいよう。 を背景に、 帝国とその国外政権との繋がりが見えてくる。 に関連する。 -関外に置かれる緩衝地域―外国政権との関連性から、 このように、 -周縁地域の民 直轄地を中心として外へと勢力が拡大していく漢帝国 関中地域の最南部に位置する打関に視点を置くと、 **扜関は秦漢帝国の中央部と南方の周縁地域との接続** (蛮夷)からなる一種の「世界システム」(36) とりわけ、 関中の民 関中地 漢 域

央部と南方との連絡の必要性が低下していく中で衰退してい 考えられる。 置移動から、 は想像に難くない。 展を迎えた。 東南地域は一気に開発されるようになった。 官もそれに応じて、 た国内多くの関所は定位を改められたとわかる。 はじめとする西南夷道の開発に伴い、 時代が進行するにつれて、 この状況の中で、扜関の漢帝国に対する重要性の低下 本来江水北部まで引かれた関中地域の勢力範囲も、 漢の初期から中葉にかけての変遷を受け、 後漢の光武帝年間に廃止されるようになったと 伝世史料に散見する前漢中葉以後の各関所の位 前漢武帝以後に漢帝国は南越を征服 西南地域の交通も飛躍的な発 同時に、 都尉 張騫の活躍を (関都尉) **打関を含め** き、 0

今後の課題にしたいと思う。今後の課題にしたいと思う。そうした発展の中で、本稿冒頭に取り上げたされた理由となろう。そうした発展の中で、本稿冒頭に取り上げたされた理由となろう。そうした発展の中で、本稿冒頭に取り上げたされた理由となろう。そうした発展の中で、本稿冒頭に取り上げたされた理由となろう。そうした発展の中で、本稿冒頭に取り上げたされた理由となろう。そうした発展の中で、本稿冒頭に取り上げたされた理由となろう。そうした発展の中で、本稿冒頭に取り上げたがて近畿まで収縮されるようになり、抒関は関中地域の基準から外がて近畿まで収縮されるようになり、打関は関中地域の基準から外がて近畿まで収縮されるようになり、

#### ž

- (1) 一九八三年、湖北省荊州市荊州区紀南鎮張家山の二四七号漢墓か 家山漢墓の竹簡群の中には「二年律令」と総称されるものがある。 墓〕』(文物出版社、二○○一年)が刊行された。やがて中国内外の 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡〔二四七号 ラによる竹簡の撮影が行われ、その成果として『二年律令与奏讞書 武漢大学・荊州博物館・早稲田大学の日中共同研究で、赤外線カメ たことで珍重される。「二年律令」の解読をより進展させるため、 定され、 簡牘の条文から、前漢初期の呂后二年に施行された法律であると推 墓〕(釈文修訂本)』(文物出版社、二〇〇六年)が刊行された。張 釈文研究の進展を受け、同整理小組編『張家山漢墓竹簡〔二四七号 ら大量の竹簡が出土し、その内容を整理して図版・釈文を掲載した ○○七年)が刊行された。本稿で引用する「二年律令」 張家山 ○○七年版の図版(赤外線版)の釈文を底本とする。 **一前漢初期の法律条文で、はじめて体系的な漢律が発見され** 一四七号漢墓出土法律文献釈読—』(上海古籍出版社、二 の条文は
- (2) 冨谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究・譯注篇

- である」とある。 である」とある。 である」とある。 である」とある。
- (『中国歴史文物』第一期、四四頁~五二頁、二○○三年) (3) 王子今・劉華祝「説張家山漢簡『二年律令・津関令』所見五関
- 中、以為秦東門」とある。(4) 『史記』巻六秦始皇本紀(三五年条)に「於是立石、東海上朐界
- 会』(汲古書院、二○○五年)第一編第二章七四頁~一二三頁を参会』(汲古書院、二○○五年)第一編第二章七四頁~一二三頁を参会』(改古書院、二三章七四頁~一二三頁を参
- ン) 漢書巻二八地理志上左馮翊条に「臨晋、故大荔」とある。その注に「臣瓚曰、晋水在河之間、此県在河之西、不得云臨晋水也。旧説 秦築高壘以臨晋国、故曰臨晋也」とあり、「師古曰、瓚説是也。とあるように、臨晋関は三晋地域への進出をはかるため、秦によっとあるように、臨晋関は三晋地域への進出をはかるため、秦によって設置された関所である。
- (7) 『見見丘登(口藍書品、こ)) だせできょうによって、こうで、「別将攻旬関、定漢中」とあり、蓋し郇関もまた旬関に作る。上有関、在金州洵陽県。…徇、亦作「郇」、与鄖相似也。」とあるよ上有関、在金州洵陽県。…徇、亦作「郇」、与鄖相似也。」とあるより。『史記』巻一二九貨殖列伝に「南陽西通武関・鄖関、東南受漢・
- (8) 陳直『史記新證』(中華書局、二○○六年) 楚世家第十、九一頁
- 同条の考証は沈欽韓『後漢書疏證』(上海古籍出版社、一九九五年)(10)『後漢書』列伝第七岑彭伝に「留威虜将軍馮駿軍江州」とあり、三頁・裏~五四頁・表を参照。

即捍関也」とある。に「江州、今重慶府巴県。疑馮駿此時未能越巴峽也。当江関之誤

- (11) 巴郡、秦置。…魚復、江関、都尉治。有橘官。
- 一節五六七頁~五七一頁、第四章第二節七七九頁~七八一頁を参照。 昧堂書店、一九六五年(比較文化研究所、二○○三年))第四章第12) 木村正雄『中国古代帝国の形成―特にその成立の基礎条件』(不
- 一○章五六三頁を参照。 て」『中国古代国家と情報伝達』(汲古書院、二○一六年)第二編第3) 藤田勝久「後漢時代の交通と情報伝達―褒斜道の石刻をめぐっ
- (4) 『後漢書』本紀第六順帝紀に「乙亥、詔益州刺史罷子午道、通襃
- 六五号、四六頁~六一頁、一九五六年)などを参照。 九頁、一九五五年)や「楚・秦の漢中郡に就いて」(『史学雑誌』第(5) 久村因「秦の上庸郡について」(『東方学』第一一号、三八頁~四
- 学報』第三九号、三二四頁~三六二頁、一九五六年)などを参照。 「一八頁、一九五五年」や「秦漢時代の入蜀に就いて(下)」(『東洋学報』第三八号、一七八頁~二時代の入蜀に就いて(上)」(『東洋学報』第三八号、一七八頁~二時代の入蜀に就にする中で、関中地域と子(16) 久村因氏は咸陽/長安の南下通路を検証する中で、関中地域と子(16) 久村因氏は咸陽/長安の南下通路を検証する中で、関中地域と子
- 年)第五章第五節四四七頁~四四八頁を参照。いる。詳細は「関税」『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、一九九三役制の研究』(一九九一年)の「関税」の項で本稿の概略を述べて役制の研究」(一九九一年)の「関税」の項で本稿の概略を述べて
- 期以後に開発されたものである。戦国時代から設置された抒関と時以広巴蜀、巴蜀之民罷焉。」とあるように、西南夷との交通は武帝巻二四食貨志下に「唐蒙、司馬相如始開西南夷、鑿山通道千余里、御理上において、黔中の西には西南夷との接続はあるが、『漢書』

代が離れるため、本稿は西南夷の考察を省く。

- は「嶺南人多処山陸、其性強梁、故曰陸梁。」と注を付けた。は「謂南方之人、其性陸梁、故曰陸梁。」と注を付け、『史記正義』用した『史記』巻六秦始皇本紀三三年条の条文に対し、『史記索隱』(9) 陸梁とは南方の地を意味し、すなわち百越の地を指す。本稿で引
- る三関の考察は先学の研究に譲り論証を省く。 本稿は扞関を対象に考察することに力点を置き、「新道」に当た
- (21) この条文は佚文である。鄧徳明『南康記』(陶宗儀等編『説郛三(21) この条文は佚文である。鄧徳明『南康記』を指す。『通典』巻一八二州郡一二大庾条に「劉嗣之『南康康記』を指す。『通典』巻一八二州郡一二大庾条に「劉嗣之『南康康記』を指す。『通典』巻一八二州郡一二大庾条に「劉嗣之『南康記』(陶宗儀等編『説郛三(20) この条文は佚文である。鄧徳明『南康記』(陶宗儀等編『説郛三)
- (2) この条文は佚文である。南朝陳の姚察『漢書訓纂』(全三〇巻)にある一文だと推定されるが、当該史料は現存しない。当該史料のにある一文だと推定されるが、当該史料は現存しない。当該史料の評細について、脇州武志「姚察『漢書訓纂』とその受容」『東洋文辞』この条文は佚文である。南朝陳の姚察『漢書訓纂』(全三〇巻)
- 問題」(『文物』第六期、二〇頁~二八頁、一九七五年)を参照。(3) 詳細な論述は譚其驤「馬王堆漢墓出土地図所説明的幾個歴史地理
- 頁を参照。と地域』(汲古書院、二〇一三年)第一編第二章一六五頁~一八一と地域』(汲古書院、二〇一三年)第一編第二章一六五頁~一八一と地域』(聚帝国の統成)と南方世界―楚越世界」『秦帝国の形成
- 年)を参照。の考察―」(『学習院史学』第五六号、八一頁~九八頁、二〇一八の考察―」(『学習院史学』第五六号、八一頁~九八頁、二〇一八)詳細は拙稿「符の政治的意義―専制権力と交通との関係に就いて

- (7) 「引昇へ「刀へみと再送せず、重見正延刀斧・(近着・四大学出版会、二〇一〇年)第三編第二章二九九頁~三〇〇頁を参照(26) 冨谷至「通行行政―過行証と関所」『文書行政の漢帝国』(名古屋
- 一~三八頁、二〇〇〇年)を参照。 一九九八年/第一三七号、一頁~四五頁、一九九九年/第一三九号、一頁~四五頁、一九九九年/第一三五頁、第・後篇)『東洋文化研究所紀要』(第一三六号、八九頁~一三五頁、
- 〜九○頁を参照。 「越塞闌関」の規定と関連し、両者ともに伝符に関わるものである。「越塞闌関」の規定と関連し、両者ともに伝符に関わるものである。(窓) 「闌出財物」の規定は、「津関令」簡四八八〜簡四九一に見える(窓) 「闌出財物」の規定は、「津関令」簡四八八〜簡四九一に見える
- 九六二年)第二編第六章三〇四頁~三二八頁を参照。(2) 鎌田重雄「郡都尉」『秦漢政治制度の研究』(日本学術振興会、一
- 3) 虞世南『北堂書鈔』(中国書店、一九八九年)二二四頁を参照。
- 七三頁、一九六四年)などを参照。 七三頁、一九六四年)などを参照。 「甲骨学』一〇、一五八頁~一、32) 佐藤武敏「先秦時代の関と関税」(『甲骨学』一〇、一五八頁~一
- れるが、不明瞭な部分が多いため今後の課題にしたい。 ていると窺える。秦漢帝国の財政状況とも関連しているように思わ政(徴)於關」とあり、戦国楚の国家財政(大府)と関税は分離し3) 顎君啓節(舟節)の銘文に「不見其金節…則政(徴)於大府、毋
- (創文社、一九八二年)第四編第四章四九七頁~五二三頁を参照。(3) 嗇夫の詳細について、大庭脩「漢の嗇夫」『秦漢法制史の研究』

- 『漢書』巻五三景一三王伝(江都易王非条)に「遣人通越繇王閩(同朋舎出版、一九八九年)第四章四一三頁~四一四頁などを参照。永田英正「簡牘よりみたる漢代邊郡の統治組織」『居延漢簡の研究』関嗇夫については同五〇四頁を参照。都尉と嗇夫の関係について、
- 芭蕉布・竹布などであると解釈する。 芭蕉布・竹布などであると解釈する。 芭蕉布・竹布などであると解釈する。 芭蕉布・竹布などであると解釈する。 芭蕉布・竹布などであると解釈する。 世蕉布・竹布などであると解釈する。 世蕉布・竹布などであると解釈する。 世蕉布・竹布などであると解釈する。 世蕉布・竹布などであると解釈する。 世蕉布・竹布などであると解釈する。
- 五頁~一五○頁、第七章四○八頁~四一一頁を参照。 テムI 農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立』第二章七(36) イマニュエル・ウォーラステイン著(川北稔訳)『近代世界シス

## ENGLISH SUMMARY

# The Southern Transportation Connected By Yu Pass - The Effect Of Fu On The Han-Yue Diplomacy

CHONG Cheuklun

According to the investigation of the Ernian Luling • Jinguan ling, this paper analyses the importance and specificity of the Yu Pass for the Han Empire. Fu, the cross-border pass which issued by the Han Empire, was crucial as influencing the diplomacy between the Han Empire and empires nearby Yu Pass, and the distant governance of the Han empire.

Historical references indicated that Yu Pass not only exist as the connection between the east-west territory but also linking up the north-south territory, which from the capital of Han Empire to the border area of

southern territory.

established by the bestowment of the Fu. Since the particular Fu could be The diplomacy between the Han Empire and the Nanyue Kingdom were

only applicable for the relevant checkpoint, the issue of Fu has restricted the

itinerary of the north-south transportation. It could reveal the intention of

inhibiting the turmoil in the border area. Every Han's checkpoints were self-managed. The officials in Yu Pass

would levy tax from Nanyue Kingdom's travellers so as to maintain their

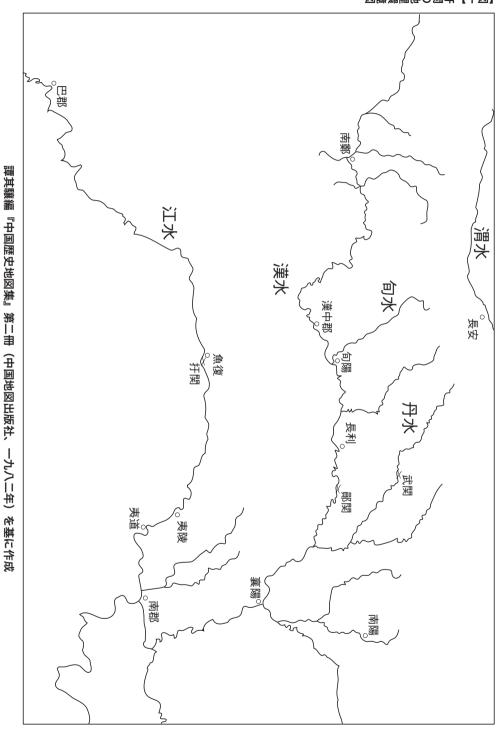
operation. Therefore, the existence of a checkpoint would be determined by the trade and the diplomacy. Accordingly, the extermination of the Nanyue

Kingdom also leads to the neglect of the Yu pass.

Key Words: Yu Pass, Fu, Han-Yue Diplomacy, Du Wei, Guan Shi

450 (53)

#### 【図一】 荘関の地理環境図



(54)